

○小田原市重点対策加速化事業費補助金交付要綱

令和4年10月1日要綱第128号

改正

令和5年3月24日要綱第13号

令和6年4月1日要綱第47号

令和6年6月14日要綱第67号

令和6年9月2日要綱第105号

令和6年12月2日要綱第139号

令和7年5月30日要綱第85号

令和7年7月28日要綱第91号

令和7年12月16日要綱第105号

令和8年1月13日要綱第3号

令和8年4月22日要綱第94号

小田原市重点対策加速化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金を重点対策加速化事業費補助金として交付することについて、国交付要綱及び小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 中小企業等 次のアからキまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業者（中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除いたもの

(ア) 同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を所有していること。

(イ) 大企業が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を所有していること。

(ウ) 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。

イ 学校法人

ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

エ 医療法人

オ 社会福祉法人

カ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

キ アからカまでに掲げる者に準ずるものとして市長が適当と認める者

(2) ORE 小田原市再エネ電力使用事業所登録制度実施要綱（令和7年5月1日制定）による小田原市再エネ電力使用事業所登録制度をいう。

（補助金の種類等）

第3条 補助金の種類、補助の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする者が本市の市税に滞納がある場合は、交付の対象としない。

3 補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあつては、役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの

(3) 法人でない団体にあつては、団体の代表者が暴力団員に該当するもの

(4) 個人にあつては、暴力団員に該当するもの

4 市長は、補助金の交付を受けようとする者の同意を得た上で、神奈川県警察本部長に対し、その者の情報を提供し、前項各号に規定するもののいずれかに該当するか否かを確認（次項において「県警照会」という。）するものとする。ただし、前項各号

の規定に該当しないことが明らかなきは、この限りではない。

5 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の工期確保等のため速やかに交付の決定（規則第5条第1項に規定する交付の決定をいう。以下同じ。）を行う必要があると市長が認めるときに限り、県警照会の結果を待たずして交付の決定をすることができる。ただし、県警照会の結果、第3項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、当該交付の決定を取り消す。

6 規則第5条の規定による交付の決定を受けた補助対象事業の事業期間は、家庭用として設置されるものにあつては補助金の交付決定を受けた日の属する年度の1月末日まで、家庭用以外で設置されるものにあつては補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までとする。ただし、家庭用以外で設置されるものであつて、第6条に規定する補助対象事業の内容変更を申請し、市長から事業期間変更の承認を得た場合には、翌年度に延長ができるものとする。

7 前項の規定にかかわらず、単年度での実施が困難であると市長が認め、本市重点対策加速化事業に係る地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画において複数年度事業として位置づけられた事業については、交付申請時において、複数年度にまたがる事業期間とすることができる。ただし、次の各号に掲げる交付申請及び実績報告等については単年度ごとに行うものとする。

(1) 第4条に規定する補助金の交付申請及び交付決定

(2) 第12条に規定する実績報告書の提出

(3) 第13条に規定する補助金額の確定

(4) 交付金の支払い

8 前項の規定により事業期間が複数年度にまたがる場合、次年度以降の補助対象事業は、国及び本市において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、市長は、補助対象事業全体の見込経費に予算が満たない場合、前項の規定にかかわらず、当該年度の補助金を減額又は不交付とすることができる。

(交付の申請等)

第4条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式、提出期限並びに同条第2項及び第3項に規定する申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書の補助金交付申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定しなければならない。

ただし、以下の各号に掲げる者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

(1) 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない者

(2) 免税事業者である者

(3) 補助事業に係る消費税仕入れ税額控除の取扱いについて（平成24年8月9日環境会発第120809001号）の例により、市長が認める者

3 市長は、交付の決定をしたときは、申請者に小田原市重点対策加速化事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第5条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助金交付決定通知書を受領した日から30日を経過する日までとする。

（変更等の承認）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容（補助対象、補助金額及び役員等）を変更し、又は廃止しようとする場合は、小田原市重点対策加速化事業費補助金変更（廃止）承認申請書（様式第4号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更（補助事業の内容に影響のない変更をいう。）をしようとする場合は、この限りでない。

(1) 申請者の住所及び氏名又は法人の所在地、商号並びに代表者の職名及び氏名の変更

(2) 代理人の変更(3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が軽微な変更と認める事項

2 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、小田原市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金変更等承認通知書（様式第5号）を交付するものとする。

3 補助事業者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項に規定する届出は、軽微な変更届（様式第6号）により行うものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、第3条第6項に規定する補助対象事業の事業期間内で、事業完了日が変更となる場合は、実績報告時に、変更後の事業完了日を記

載することにより、変更承認申請は不要とする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 次条に定める補助事業者の責務を遵守すること。
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国交付要綱の定めるところによること。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (4) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下この条において「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業者は、取得財産等のうち次のアからエまでに掲げる財産を、市長の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）てはならない。
 - ア 不動産
 - イ 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
 - ウ 上記ア及びイに掲げるものの従物
 - エ 取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産
- (6) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件（昭和56年7月環境庁告示第55号）で定める期間とする。
- (7) 前号に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ小田原市重点対策加速化事業費補助金財産処分承認申請書（様式第13号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。また、その

財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）の例による。

(8) 財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(9) 補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者へ納付させることができる。

（補助事業者の責務）

第8条 補助事業者は、市が行う補助対象設備の使用状況、補助対象施設の電力使用量その他必要な事項に関する調査に協力する責務を負う。

第9条 削除

（交付の決定の取消し）

第10条 規則第9条第3項及び第16条第4項の規定による交付決定の全部又は一部の取消しは、小田原市重点対策加速化事業費補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第8号）によるものとする。

（報告等）

第11条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助事業者に対し、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、小田原市重点対策加速化事業費補助金実績報告書（様式第9号）に、別表に規定する添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の

内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、小田原市重点対策加速化事業費補助金交付額確定通知書（様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

（補助金の額の再確定）

第14条 補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第12条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第2項又は第3項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 規則及びこの要綱に違反したとき。

2 市長は、第10条の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 第13条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（書類の整備保管）

第16条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第7条第6号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳

その他関係書類を保存しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(実施細則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日要綱第13号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日要綱第47号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月14日要綱第67号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月14日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式第2号に基づいて調製された役員等氏名一覧表は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和6年9月2日要綱第105号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和6年12月2日要綱第139号)

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

附 則 (令和7年5月30日要綱第85号)

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

附 則 (令和7年7月28日要綱第91号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の小田原市重点対策加速化事業費補助金交付要綱の規定により交付申請書が提出された補助金の交付に関する手続きについては、なお従前の例による。

3 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和7年12月16日要綱第105号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の小田原市重点対策加速化事業費補助金交付要綱の規定により交付申請書が提出された補助金の交付に係る手続きについては、なお従前の例による。

3 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和8年1月13日要綱第3号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月13日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和8年4月22日要綱第94号)

この要綱は、令和8年4月22日から施行する。

別表（第3条、第4条、第12条関係）

1 重点対策加速化事業

(1) 自家消費型太陽光発電設備（P P A・リース型家庭用・事業用）

交付金交付の目的	P P A・リース契約等（太陽光発電設備を設置するに当たり、建物の所有者の初期投資に係る自己負担額がゼロ円となる契約形態で、一定期間経過後に太陽光発電設備の所有権が建物所有者に移転するものを含む。以下同じ。）による太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
交付対象者	P P A・リース事業者等
交付対象事業	<p>自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。2 P P A・リース事業者が申請する場合にあっては、当該事業が小田原市太陽光発電設備販売・施工事業者等登録要綱（令和7年3月6日制定）第5条第1項の規定により登録を受けていること。その他の者が申請する場合にあっては、小田原市太陽光発電設備販売・施工事業者等登録要綱第5条第1項の規定により登録された事業者に請け負わせる事業であること。3 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。4 小田原市内に設置されるものであること。5 家庭用として太陽光発電設備を設置する場合、自家

		<p>消費率が30%以上であること。また、発電した電力のうち余剰電力は、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定する地産再エネ集約事業者に売却すること。</p> <p>6 事業用として太陽光発電設備を設置する場合、自家消費率が75%以上であること。また、発電した電力のうち余剰電力を売却する場合には、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却すること。</p> <p>7 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p>
交付金額		<p>5万円/kW（事業用として設置されるもの）</p> <p>7万円/kW（家庭用として設置されるもの）</p>
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の12月中で市長が別に定める日
	添付書類	付表第1に掲げる書類
交付金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末日までの間で、補助対象事業が完了した日から起算して2か月以内又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日

	添付書類	付表第2に掲げる書類
交付金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1か月以内
その他交付要件		<p>1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。</p> <p>2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p>
申請等様式の特例		交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第9号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

(2) 蓄電池（PPA・リース型家庭用）

交付金交付の目的	太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
交付対象者	PPA・リース事業者等
交付対象事業	<p>1(1)の付帯設備として同時に導入するものであって家庭用として住宅等に設置される蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 国実施要領別紙2の2ア(イ)に定める交付要件を満たし、蓄電容量（単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値）が20kWh以下であること。</p> <p>2 小田原市内に設置されるものであること。</p> <p>3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を</p>

		得て実施する事業でないこと。
交付金額		蓄電池の価格（円）の1/3 （ただし、5.16万円/kWhを上限とする。）
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の12月中で市長が別に定める日
	添付書類	付表第1に掲げる書類
交付金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末日までの間で、補助対象事業が完了した日から起算して2か月以内又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表第2に掲げる書類
交付金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1か月以内
その他交付要件		<ol style="list-style-type: none"> 1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 3 12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以内の蓄電池システムとなるよう努めること。

申請等様式の特例	<p>1 交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第9号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。</p> <p>2 1（1）と同時に交付申請する場合で、添付書類が1（1）の交付申請と重複するものについては、その添付を省略することができる。（実績報告等について同じ。）</p>
----------	--

(3) 自家消費型太陽光発電設備（自己所有型家庭用・事業用）

交付金交付の目的	<p>太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。</p>
交付対象者	<p>住宅又は事業所等に太陽光発電設備を設置する者（PPA及びリースによるものを除く。）</p>
交付対象事業	<p>自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 国実施要領別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 小田原市太陽光発電設備販売・施工事業者等登録要綱第5条第1項の規定により登録された事業者に請け負わせる事業であること。</p> <p>3 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。</p> <p>4 小田原市内に設置されるものであること。</p> <p>5 家庭用として太陽光発電設備を設置する場合、自家消費率が30%以上であること。また、発電した電力のうち余剰電力は、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定する地産再エネ集約事業者に売却する</p>

		<p>こと。</p> <p>6 事業用として太陽光発電設備を設置する場合、自家消費率が75%以上であること。また、発電した電力のうち余剰電力を売却する場合には、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却すること。</p> <p>7 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p>
交付金額		<p>5万円/kW（事業用として設置されるもの）</p> <p>7万円/kW（家庭用として設置されるもの）</p> <p>上記によらず、</p> <p>事業用として設置されるもののうち、ソーラーカーポートを導入する場合は、補助対象事業費の1/3（補助対象事業費は上限3億円/件）</p>
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の12月中で市長が別に定める日
	添付書類	付表第1に掲げる書類
交付金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末日までの間で、補助対象事業が完了した日から起算して2か月以内又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早

		い日
	添付書類	付表第2に掲げる書類
交付金の交付の時期	額確定通知後の請求書收受後、1か月以内	
その他交付要件	<p>1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。</p> <p>2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p>	
申請等様式の特例	<p>交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第9号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。</p>	

(3の2) 蓄電池（自己所有型家庭用）

交付金交付の目的	<p>太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。</p>
交付対象者	<p>家庭用として蓄電池を設置する者（PPA及びリースによるものを除く。）</p>
交付対象事業	<p>1(3)の付帯設備として同時に導入するものであって家庭用として住宅等に設置される蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 国実施要領別紙2の2ア(イ)に定める交付要件を満たし、蓄電容量（単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値）が20kWh以下であること。</p>

		<p>2 小田原市内に設置されるものであること。</p> <p>3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p>
交付金額		蓄電池の価格（円）の1/3（ただし、5.16万円/kWhを上限とする。）
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の12月中で市長が別に定める日
	添付書類	付表第1に掲げる書類
交付金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末日までの間で、補助対象事業が完了した日から起算して2か月以内又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表第2に掲げる書類
交付金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1か月以内
その他交付要件		<p>1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。</p> <p>2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p>

	<p>3 12.5万円／kWh（工事費込み・税抜き）以内の蓄電池システムとなるよう努めること。</p>
申請等様式の特例	<p>1 交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第9号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。</p> <p>2 1（3）と同時に交付申請する場合で、添付書類が1（3）の交付申請と重複するものについては、その添付を省略することができる。（実績報告等について同じ。）</p>

(4) 地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング等）

交付金交付の目的	<p>ソーラーシェアリング等の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。</p>
交付対象者	<p>ソーラーシェアリング等設備を設置する者</p>
交付対象事業	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 国実施要領別紙2の2イ（キ）に定める交付要件を満たすこと。（ただし、gに定める要件にあっては（a）を満たすこと。）</p> <p>2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。</p> <p>3 小田原市内に設置されるものであること。</p> <p>4 太陽光発電設備で発電した電力のうち当該太陽光発電設備の敷地内で自家消費率が50%未満であること。</p> <p>5 太陽光発電設備で発電した電力のうち当該太陽光発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定する</p>

		<p>エリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却すること。</p> <p>6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p>
交付金額		補助対象事業費の 1 / 2
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 2 月中で市長が別に定める日
	添付書類	付表第 1 に掲げる書類
交付金交付決定通知書様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末日までの間で、補助対象事業が完了した日から起算して 2 か月以内又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表第 2 に掲げる書類
交付金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1 か月以内
その他交付要件		<p>1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。</p> <p>2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。</p>

申請等様式の特例	<p>交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第9号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。</p>
----------	---

(4の2) 地域裨益型太陽光発電設備（認定再エネ導入事業）

交付金交付の目的	<p>小田原市気候変動対策推進計画に基づいて地域脱炭素化促進事業（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条に定めるものをいう。）に認定した再生可能エネルギー発電事業（以下、「認定再エネ導入事業」という。）を実施する者に対し、その整備費用の一部を補助することにより、幅広い太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。</p>
交付対象者	<p>認定再エネ導入事業を実施する者</p>
交付対象事業	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2イ（キ）に定める交付要件を満たすこと。（ただし、gに定める要件にあっては（b）を満たすこと。） 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 4 認定再エネ導入事業であること。 5 太陽光発電設備で発電した電力のうち当該太陽光発電設備の敷地内で自家消費率が50%未満であること。 6 太陽光発電設備で発電した電力のうち当該太陽光発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定する

		エリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却すること。
交付金額		補助対象事業費の1/2
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の12月中で市長が別に定める日
	添付書類	付表第1に掲げる書類
交付金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末日までの間で、補助対象事業が完了した日から起算して2か月以内又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表第2に掲げる書類
交付金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1か月以内
その他交付要件		<p>1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。</p> <p>2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p>
申請等様式の特例		1 交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第

	<p>9号) 以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。</p> <p>2 認定事業の取消が生じた際に、直ちに報告すること。</p> <p>3 1 (4の2) の交付申請の添付書類について、認定再エネ導入事業の申請に要した添付書類と重複するものについては、認定再エネ導入事業申請への添付をもって代えることができる。(実績報告等において同じ。)</p>
--	--

(5) 高効率空調、高効率照明 (自己所有)

<p>交付金交付の目的</p>	<p>事業の用に供する高効率空調設備又は高効率照明設備の整備費用の一部を補助することによりエネルギー消費を抑制し、もって温室効果ガスの排出抑制を図る。</p>
<p>交付対象者</p>	<p>小田原市内 (小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱 (令和5年8月7日制定) 第2条第2項の脱炭素先行地域を除く。) において事業の用に供する高効率空調設備又は高効率照明設備を設置 (リース契約によるものを除く。) する中小企業等又はOREの達成事業所又は宣誓事業所として登録された事業所</p>
<p>交付対象事業</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 国実施要領別紙2の2ウ (チ) a 又はcに定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 高効率照明機器については、特殊な形式を除き、小田原市グリーン購入ガイドラインで示す判断基準を満たすこと。</p> <p>3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p>

交付金額		<p>高効率空調設備の補助対象事業費の1/2</p> <p>高効率照明設備の補助対象事業費の1/2</p> <p>(ただし、千円未満切捨てとし、中小企業等かつOREの達成事業所又は宣誓事業所として登録された事業所にあつては600万円を、その他の事業所にあつては500万円を上限とする。)</p>
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の12月中で市長が別に定める日
	添付書類	付表第1に掲げる書類
交付金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末日までの間で、補助対象事業が完了した日から起算して2か月以内又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表第2に掲げる書類
交付金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1か月以内
その他交付要件		<p>1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。</p> <p>2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-</p>

	クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例	交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第9号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

付表第1（第4条関係）

補助金の種類	添付書類
全補助金に共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者が法人の場合は、申請日の属する年度に取得した申請者の登記事項証明書（最新の情報に更新されているものに限る。）の写し 2 役員等氏名一覧表（様式第2号） 3 申請日の属する年度に取得した「納税証明書（完納）」等の小田原市税に係る滞納がないことを証する書類の写し 4 補助申請額の根拠となる資料（見積書、系統連系工事費負担金請求書等の総事業費及び補助対象事業費の内訳が分かるもの） 5 補助対象設備の仕様書又はカタログ（当該設備の型番及び能力値、補助対象事業の要件等を満たすこと等が分かる部分を強調表示すること。） 6 補助対象設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図）又はこれらに代わるもの ※補助対象設備及び補助対象外設備の判別ができるもの 7 その他市長が必要と認める書類

<p>1(1) 自家消費型太陽光発電設備（PPA・リース型家庭用・事業用）</p>	<p>1 補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の地図</p> <p>2 自家消費率の算出根拠（電力需要量予測、発電量予測及びそれに基づき計算した年間自家消費率等が分かる書類）</p>
<p>1(2) 蓄電池（PPA・リース型家庭用）</p>	<p>3 補助金の充当によりサービス料金（リース料金）から補助相当額が減額されることが分かる書類</p> <p>4 本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類</p> <p>5 その他市長が必要と認める書類</p>
<p>1(3) 太陽光発電設備（自己所有型家庭用・事業用）</p>	<p>1 補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の地図</p> <p>2 自家消費率の算出根拠（電力需要量予測、発電量予測及びそれに基づき計算した年間自家消費率等が分かる書類）</p>
<p>1(3の2) 蓄電池（自己所有型家庭用）</p>	<p>3 ソーラーカーポートを導入する場合は、交付対象事業費が3億円以内と分かる書類</p> <p>4 その他市長が必要と認める書類</p>
<p>1(4) 地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング等）</p>	<p>1 補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の地図</p> <p>2 自家消費率の算出根拠（電力需要量予測、発電量予測及びそれに基づき計算した年間自家消費率等が分かる書類）</p>
<p>1(4の2) 地域裨益型太陽光発電設備（認定再エネ導入事業）</p>	<p>3 一般送配電事業者への接続検討申込に係る回答書の写し及び調査料（検討料）の支払いを確認できる書類の写し</p> <p>4 その他市長が必要と認める書類</p>
<p>1(5) 高効率空調、高効率照明（自己所有）</p>	<p>1 従来の設備と比較して温室効果ガス排出量を30%以上削減相当と確認できる書類</p>

	<p>※高効率空調のみ</p> <p>2 調光制御機能を有するLED又は再エネ一体型屋外照明であることが確認できる書類</p> <p>※高効率照明のみ</p> <p>3 OREの登録状況が分かるもの</p> <p>4 その他市長が必要と認める書類</p>
--	---

付表第2（第12条関係）

※交付申請時と変更がないものは、実績報告書（様式第9号）にその旨を記載することで省略可。

補助金の種類	添付書類
全補助金に共通	<p>1 実績報告書・個票（様式第11号その1～様式第11号その4）</p> <p>※補助金の種類に合わせた書式を使用すること。</p> <p>2 実績額を記載した事業費内訳表（様式第1号を準用すること。）</p> <p>3 補助対象経費の根拠資料（見積書、契約書、注文書、請書、請求書、領収書等の補助対象事業費の内訳が分かる資料）</p> <p>4 契約日（受注日）、着工日、引渡日（工事完了日）及び支払日が明記されている資料（上記3で代用可）</p> <p>5 施工前後の写真</p> <p>6 補助対象設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図）又はこれらに代わるもの</p> <p>※補助対象設備及び補助対象外設備の判別ができるもの</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>

<p>1(1) 自家消費型太陽光発電設備（PPA・リース型家庭用・事業用）</p>	<p>1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は、交付申請時と同一地点から撮影された写真に加え、以下を撮影した写真であること。</p> <p>(1) 全ての太陽電池モジュール</p> <p>(2) パワーコンディショナー（機器の品番等が分かる写真を含む。）</p> <p>(3) 蓄電池本体及び付帯設備</p> <p>※蓄電池を設置する場合のみ</p>
<p>1(2) 蓄電池（PPA・リース型家庭用）</p>	<p>2 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し（設置した設備に対してメーカーが発行する保証書、出荷証明書等）</p> <p>3 蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し（設置した設備に対してメーカーが発行する保証書、出荷証明書等）</p> <p>※蓄電池を設置する場合のみ</p> <p>4 実際の自家消費率の算出根拠（太陽光発電設備稼働後の需要量、発電量、発電した電気の消費量及び売電量並びにそれに基づき計算した自家消費率等が分かる書類）</p> <p>5 補助金の充当によりサービス料金（リース料金）から交付金額相当分が控除されていることが分かる書類</p> <p>6 本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類</p> <p>7 余剰電力をエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却することが確認できる書類</p> <p>※事業用として太陽光発電設備を設置するものにあつ</p>

	<p>ては余剰電力を売電する場合のみ</p> <p>8 一般送配電事業者が所有する系統への接続供給（逆流なし）の開始が確認できる書類</p> <p>※事業用として太陽光発電設備を設置するものであって余剰電力を売電しない場合のみ</p> <p>9 その他市長が必要と認める書類</p>
<p>1（3） 太陽光発電設備 （自己所有型家庭用・事業用）</p>	<p>1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は、交付申請時と同一地点から撮影された写真に加え、以下を撮影した写真であること。</p> <p>（1） 全ての太陽電池モジュール</p> <p>（2） パワーコンディショナー（機器の品番等が分かる写真を含む。）</p> <p>（3） 蓄電池本体及び付帯設備</p> <p>※蓄電池を設置する場合のみ</p>
<p>1（3の2） 蓄電池（自己所有型家庭用）</p>	<p>2 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し（設置した設備に対してメーカーが発行する保証書、出荷証明書等）</p> <p>3 蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し（設置した設備に対してメーカーが発行する保証書、出荷証明書等）</p> <p>※蓄電池を設置する場合のみ</p> <p>4 実際の自家消費率の算出根拠（太陽光発電設備稼働後の需要量、発電量、発電した電気の消費量及び売電量並びにそれに基づき計算した自家消費率等が分かる書類）</p> <p>5 余剰電力をエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却することが確認できる書類</p>

	<p>※事業用として太陽光発電設備を設置するものにあつては余剰電力を売電する場合のみ</p> <p>6 一般送配電事業者が所有する系統への接続供給（逆流なし）の開始が確認できる書類</p> <p>※事業用として太陽光発電設備を設置するものであつて余剰電力を売電しない場合のみ</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>
<p>1（4） 地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング等）</p>	<p>1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は、交付申請時と同一地点から撮影された写真に加え、以下を撮影した写真であること。</p> <p>（1） 全ての太陽電池モジュール</p> <p>（2） パワーコンディショナー（機器の品番等が分かる写真を含む。）</p>
<p>1（4の2） 地域裨益型太陽光発電設備（認定再エネ導入事業）</p>	<p>2 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し（設置した設備に対してメーカーが発行する保証書、出荷証明書等）</p> <p>3 実際の自家消費率の算出根拠（太陽光発電設備稼働後の需要量、発電量及びそれに基づき計算した自家消費率等が分かる書類）</p> <p>4 一般送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器及び系統設備に対する工事負担金（一般送配電事業者への継続検討申込に係る調査（検討料）を除く。）を対象経費に含むときは、太陽光発電設備の系統接続に係る資料</p> <p>5 余剰電力をエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却することが確認できる書類</p> <p>6 以下の内容を記載した標識の写真（20kW以上の太</p>

	<p>陽光発電設備の場合に限る。)</p> <p>(1) 交付対象事業者の名称、代表者氏名、住所及び連絡先電話番号</p> <p>(2) 保守点検責任者の名称、氏名、住所及び連絡先電話番号</p> <p>(3) 運転開始年月日</p> <p>(4) 本補助金により設置した旨</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>
<p>1(5) 高効率空調、高効率照明 (自己所有)</p>	<p>1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は、提出書類に記載された設備と同一であることが分かるよう銘板等を確認できるもの</p> <p>2 補助対象設備の能力等が分かる書類の写し (設置した設備に対してメーカーが発行する保証書、出荷証明書等)</p> <p>3 その他市長が必要と認める書類</p>

